

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
健康推進課	南高安地区健康診査に係る委託契約	平成30年12月1日	公益財団法人 大阪府保健医療財団 大阪がん循環器病予防センター	大阪市城東区森ノ宮 一丁目6番107号	14,196,000円 (単価契約)	南高安地区住民及び大阪がん循環器病予防センターと市の協力体制により、地域住民の生活習慣病等予防及び医学的研究を目的として、昭和40年から南高安地区において集団健診を毎年実施している。 当該事業者と委託契約を締結することにより、当該事業者内に長年蓄積された公衆衛生上の貴重なデータを継続・移行することができ、また、南高安地区住民の生活習慣病予防対策と疫学調査成績の科学的分析をもとに、全市民への健康情報の発信や健康づくり支援を継続することが可能となる。また、当該事業者は、地域住民組織である成人病予防会と本業務の健康診査の一部(30歳代等の対象者に向けた健診業務)において委託契約を締結している。 よって、本健診業務に係る委託契約は、当該事業者しか受託できないため随意契約により契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
健康推進課	健康管理システム緊急風しん抗体検査事業対応ツール業務委託契約	平成31年3月22日	(株)両備システムズ	岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号	594,000円	当課で使用している健康管理システムは両備システムズより導入しており、システムの機能追加、システム開発が同社以外に対応できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
健康保険課	平成30年度国保元号変更対応業務の委託契約	平成30年10月1日	富士通(株)関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	11,897,280円	国民健康保険システムについては、本市の基幹システムの再構築に伴い、平成26年1月より現行システムにて運用を開始した。 委託予定業者は、当システム再構築を手がけた実績及びシステム導入以降の運用保守業務を請け負っていることから、システム構造及び本市の業務内容を熟知しており、関連情報との接続に関する点等を総合的に勘案した結果、当該業者と契約を締結することが必要不可欠であり、本市にとって最も有利であると考えられる事から随意契約にて調達を行った。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
健康保険課	特定健診等データ処理システム機器更新等対応業務委託契約	平成30年12月1日	(株)両備システムズ	岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号	7,398,000円	当課で使用している特定健診のシステムは、平成20年度の特定健診の実施開始当初から両備システムズより導入し、本市独自仕様に基づいた機能の構築や、業務改善等に伴う改造を重ねた固有のシステムである。この度、システムの利用と機器保守期間の満了に伴う更新等対応業務は、システムを開発した同社でなければ対応できないため随意契約とした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
健康保険課	後期高齢者医療システム保険料軽減特例見直し対応業務委託契約	平成31年2月25日	富士通(株)関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	7,832,000円	当課で使用している保険料のシステムについては、構築業者である富士通株式会社が開発、導入しており、同社以外に対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
健康保険課	後期高齢者医療システム元号変更対応業務委託契約	平成31年3月1日	富士通(株)関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	972,000円	当課で使用している保険料のシステムについては、構築業者である富士通株式会社が開発、導入しており、同社以外に対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
保健企画課	ナブコ自動ドア装置取替補修	平成31年1月23日	ナブコドア(株)東大阪営業所	東大阪市御厨南三丁目6番7号	540,000	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと補修ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)